

小児科だより vol.28

レスパイトとは？ 小児在宅医療について パート2

2018.12.3 発行

こんにちは。今年も残すところ、あとひと月となりました。小児科外来では、寒くなるにつれて、胃腸炎のお子さんが増えてきています。繰り返しになりますが、一番の予防はうがいと手洗いです。子供の手本となるように、大人である我々が進んで感染予防に取り組みましょう。

今月のテーマは、小児科だより Vol.9『小児在宅医療について』のパート2として、医療的ケア児を対象とした、『レスパイト』についてお話しさせていただきます。

全国重症心身障がい児者を守る会の機関誌である、『両親の集い』からの引用として、医療が必要な重症児者が地域で暮らしていくために必要な4本柱は、①重症児通園、②訪問看護・訪問リハビリ、③短期入所、④相談支援事業、であるとされています。これらは、障がいがあるほど重ければ重いほど必要性が高いにも関わらず、利用できる事業所が少なく、選択肢も狭いのが実情で、これらの子の受け入れ先を増やす取り組みが急務と考えられています。実際に家族や介護者に対するアンケート調査では、日常のケアや生活で困っていること、負担になっていることとして、医療に関すること以外では、介護者の睡眠不足が一番にあげられます。

レスパイトとは、介護やケアからの一時的な解放・休息という意味で、障がい者福祉や高齢者福祉など、福祉分野でよく使われてきた用語です。最近では、家族支援に視点を置いた言葉として、医療分野でもよく使われるようになってきました。レスパイトとは在宅で重症児者を介護されている家族が、病気や出産、冠婚葬祭、旅行などの理由により一時的に介護が出来なくなったときに、短期間入所・入院をして、看護、療育、日常生活の支援、健康管理及び医療を受けるための支援を意味します。

2016年の児童福祉法の改正により、医療的ケア児の支援のために多部署・多機関が連携することが求められるようになりました。(詳細については、小児科だより Vol.9をご参照ください。) 当院小児科ではこの度、重症児の受診や往診(含む、訪問リハビリ)に加えて、病院の空床を利用した、レスパイト事業『短期入所サービス』を開始させていただく運びとなりました。詳細につきましては、当院地域連携室または小児科外来にご相談下さい。

